

給付金の申請はお早めに！

～期限までに申請がない場合は辞退とみなされ受給できなくなります～

子育て世帯臨時特例給付金は 9月30日(火)まで

■**対象**／平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)を受給していて、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方
※平成26年1月1日時点で松伏町に住民登録がある方が対象。なお、生活保護受給者は対象外。

■**給付金額**／平成26年1月分の児童手当支給対象児童1名につき1万円を1回給付

■**申請方法**／6月上旬に児童手当の現況届提出のお願いと一緒に申請書を郵送しましたので、必要事項等を記入し同封の返信用封筒で返送してください。
公務員の方は、所属庁から渡される関係書類を提出してください。

■**問合せ**／専用ダイヤル ☎ 991-1882

臨時福祉給付金は 10月31日(金)まで

■**対象**／平成26年度の町民税均等割が課税されていない方。ただし、課税されていない方でも課税されている方に扶養されている方は対象外。
※平成26年1月1日時点で松伏町に住民登録がある方が対象。なお、生活保護受給者は対象外。

■**給付金額**／対象者1人につき1万円を1回給付
※対象者のうち、老齢基礎年金等の受給者や、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は5千円加算

■**申請方法**／6月下旬に対象と思われる方へ申請書を郵送しましたので、必要事項などを記入し同封の返信用封筒で返送してください。

■**問合せ**／専用ダイヤル ☎ 991-1872

■**専用受付窓口**／役場本庁舎1階環境経済課隣
午前9時～午後4時(土・日曜日・祝日を除く)

住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1868

●●年1回、特定健診を受けましょう！●●

糖尿病、脳卒中、心筋梗塞、高脂血症などの生活習慣病の患者は年々増加傾向にあり、肥満、特に内臓に脂肪が蓄積した肥満が原因で発症する比率が高いとされています。内臓脂肪の蓄積により、さまざまな病気が引き起こされた状態がメタボリックシンドロームです。

町では、これらの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に、特定健診を実施しています。

特定健診は、自覚症状のないうちに病気を発見し、予防するチャンスです。

年1回の特定健診を受けて、自分の健康状態を知っておくことが大切です。

対象者の方には、5月に特定健診受診券及び案内文書を送付しています。ぜひ受診しましょう！

(受診券を紛失してしまった方は国保年金担当にご連絡ください)



けんこう大使 マッパー

■**対象者**／平成26年4月1日から松伏町国民健康保険に加入している40歳以上74歳までの方

■**実施場所**／町内の指定医療機関
(安藤医院・岡村クリニック・埼玉筑波病院・埼玉野村病院・津田医院・ねもとレディースクリニック・ふれあい橋クリニック・宮里医院・宮里こどもクリニック)

■**自己負担額**／1,000円

■**実施期間**／平成26年10月31日(金)まで